

令和 2 年 9 月 3 日

大慈会各園 利用者の皆様へ

社会福祉法人 大慈会
理事長 粕賀 廣洋

台風等による風水害への対応方針について

日ごろより法人園運営にご理解いただき、また新型コロナウイルスの感染拡大防止のための様々なご協力に深く感謝申し上げます。

さて、川崎市より公立保育園の台風等の風水害の対応方針が示され、我々民間保育園についてもこの方針を参考に風水害についての対応を検討し、保護者の皆様への周知と理解を得ておくようにとございましたので、保育園運営法人としての方針をお知らせさせていただきます。

基本的には、川崎市の公立保育園の対応に準じ、記のような対応を取らせていただきます。ご理解の上、台風等による有事の際は、ご協力をお願い申し上げます。

記

【これまでの対応と基本的な考え方】

保育所は、災害時における法的根拠がないため災害時にも開園を原則として運営してまいりました。がしかし災害発生時（予想される場合）においては、園児、保護者、職員の安全確保が強く必要とされる状況、それに伴う計画運休の状況や避難情報等の内容に応じて適切な対応を図り、園児、保護者、職員の生命と身体の安全を守ることを最優先に保育所の運営を行う必要があり、事前の予告や決定等を迅速に行い、保護者へ伝え、理解しそして協力を得ることが大切であると考えます。

【台風等における風水害の対応】

台風等の接近により首都圏（川崎市含む）において鉄道の計画運休が実施される場合には、身の安全を優先し、全法人保育園を臨時休園といたします。

〈計画運休の可能な通知があった場合〉

鉄道事業者等による計画運休の可能性に関する情報に基づき臨時休園の可能性のあることを保護者へ通知し、臨時休園とならない場合においても台風等による登園降園時の危険が想定される時は、保育園への登園を控えるような登園自粛の協力要請を依頼することがあります。

〈臨時休園の決定の場合〉

鉄道事業者等における計画運休に関する情報に基づき、当該日の午前 7 時～午後 8 時にかかる場合には、当該日の臨時休園を決定し、法人各園は速やかにその決定を保護者にお知らせいたします。（おおむね計画運休開始の 24 時間前）尚、当該日の午後 8 時までの間に鉄道等の運転が再開された場合であっても当該日は臨時休園とし、開園は致しません。

〈臨時休園の周知方法〉

キッズリーやホームページなどを使い、法人各保育園より保護者の方へその旨を確実に周知させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。